

窓口用封筒の広告事業業務仕様書

1 事業概要

市（以下「発注者」という）は、窓口用封筒を広告媒体化することで、事業者（以下「受注者」という）に封筒の一部を使用させるものとする。

受注者は、行政情報及び協賛企業の広告を掲載した封筒をその広告掲載費により制作し、発注者に対して無償提供するとともに広告料を支払う。

※窓口用封筒：来庁者が住民票の写し等の持帰り用として自由に利用する封筒

2 契約件名

窓口用封筒の広告事業業務委託

3 契約期間及び設置期間

契約期間：契約締結日から令和11年5月31日まで

設置期間：(1期目) 令和8年6月1日～令和9年5月31日

(2期目) 令和9年6月1日～令和10年5月31日

(3期目) 令和10年6月1日～令和11年5月31日

4 設置場所

高槻市役所	市民課	桃園町2番1号(本庁)
	税制課	桃園町2番1号(総合センター)
富田支所		富田町5丁目17番1号
三箇牧支所		三島江1丁目11番8号
檜田支所		大字田能小字スハノ下11番地

※協議の上、その他市が指定する施設等に設置の可能性有

5 封筒の規格

(1)角形2号 (概寸 縦332mm×横240mm)

(2)角形6号 (概寸 縦229mm×横162mm)

(3)2色刷り以上

(4)紙厚 81.4g/m²程度

6 必要予定枚数

1期目：角形2号 約7万5千枚

角形6号 約3万枚

※2期目、3期目については、每期ごと発注者と受注者が協議のうえ決定する。

7 封筒の納品について

(1)設置場所に直接納品すること。

(2)封筒は分納を基本とし、納品回数は年5回以上とすること。

(3)受注者は契約締結後に、前号の納品数及び日時を発注者と協議すること。

8 封筒掲載内容等

(1)行政情報の内容については、市の指示に従うこと。

(2)広告は、封筒表裏両面ともに複数掲載することも可とする。

ただし、広告の範囲は、封筒の表面積及び裏面積のそれぞれ40%以下とする。

(3)行政情報及び広告の掲載位置、サイズ、デザイン等は市と協議のうえ決定とする。

(4)掲載する広告は「高槻市広告掲載基準」及び「高槻市広告事業実施要綱」を遵守

すること。また、掲載広告はPDFで受注者へ提出し、審査を受けること。

(5)広告の掲載期間は1年間とし、掲載内容は1期ごとに更新すること。

9 協賛企業の広告の募集

(1)受注者は、協賛企業の広告の募集にあたり、協賛企業との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬等を受領できる。

(2)受注者は、協賛企業の広告の募集にあたり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、発注者が、広告の募集者であるような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。

10 広告料

(1)受注者は、広告料を発注者に納付する。

(2)発注者への広告料の納付については、下記のとおり期ごとに前納する。

対象期間	広告料の納付月
1期目	令和8年4月
2期目	令和9年4月
3期目	令和10年4月

11 広告料の還付

広告料は還付しない。ただし、広告料を還付する特別な理由（納品数が予定数を超える場合を除く）があると発注者が認めるときはこの限りでない。

12 個人情報の保護

受注者は、窓口封筒に掲載する広告の募集、制作等に関して知り得た個人情報について、他に漏らし、又は自己の業務活動に利用してはならない。

13 苦情処理

受注者は、掲載する広告に関する苦情等を自己の責任で処理しなければならない。

14 封筒の使用中止

発注者は、窓口封筒の使用中止において、広告主又は広告の内容が掲載基準を満たさなくなったと認めるときは、窓口封筒の使用を中止することができる。この場合において、広告主に損害が生じたときは、受注者がその処理に当たる。

15 損害の賠償

(1)発注者は、第8項の封筒掲載内容等により窓口封筒への広告の掲載を行わないこととした場合において、受注者に損害が生じたときであっても、その損害の賠償の責めを負わない。

(2)発注者は、窓口封筒への広告の掲載により受注者に損害が生じたときであっても、その損害の賠償の責めを負わない。

(3)受注者は、窓口用封筒への広告の掲載若しくは掲載の中止又は前項の規定による窓口封筒の使用の中止により、発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(4)損害の賠償責任等については、この委託期間の満了後においてもその責を負う。

(5)この仕様書の定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

16 留意事項

(1)窓口用封筒は、必要に応じて来庁者が自由に利用するもので、市が利用を促進するものではない。

- (2)高槻市広告事業実施要綱、高槻市広告掲載基準及び市民課等窓口用封筒の無償提供の取り扱いに関する要領を遵守すること。
- (3)行政情報が掲載された封筒の設置のため、行政財産の目的外使用料は発生しない。